

掛川市立大浜中学校いじめ防止基本方針

平成26年9月策定

平成30年3月一部改訂

令和4年3月一部改訂

<目次>

はじめに

1 いじめ問題の基本認識

(1) いじめの定義

(2) いじめの基本認識

2 いじめ防止等のために大浜中が実施する施策

(1) いじめを許さない学校づくり

(2) いじめの未然防止

(3) 早期発見・早期対応

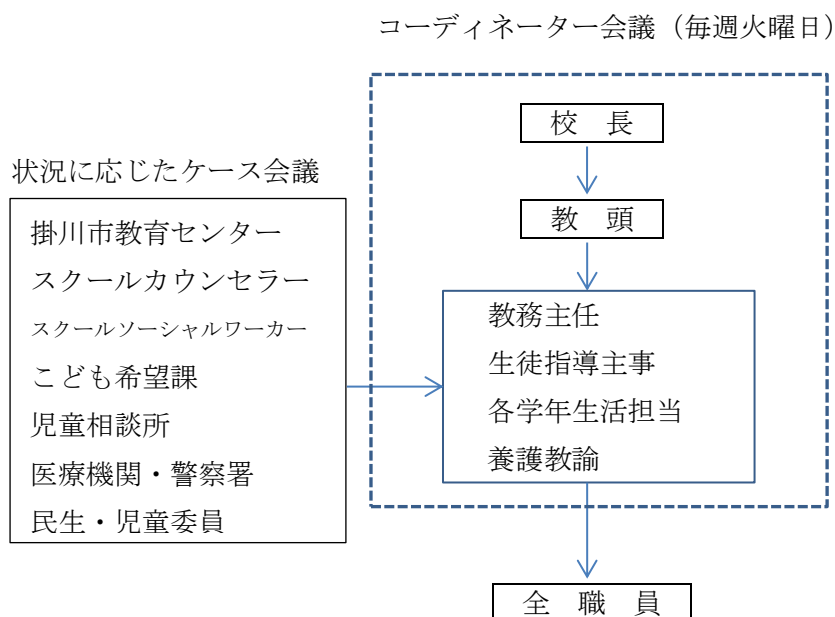
(4) 組織的対応と指導の継続化

3 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生した場合の対応

(2) 諸機関との連携

<いじめ防止対策委員会組織>



はじめに

いじめは人権侵害であり、どんな理由があろうとも、決して許される行為ではない。しかしながら、未だにいじめを背景として生徒の生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶たない。このような事態から生徒を守るために掛川市教育委員会は平成26年度に「掛川市いじめ防止基本方針」を策定した。この「掛川市立大浜中学校いじめ防止基本方針」は「掛川市いじめ防止基本方針」をうけ、大浜中学校および大浜中学校区の地域の人々、家庭がいじめを許さない学校づくりに参加できるよう具体的な基本方針を明記したものである。「掛川市いじめ防止基本方針」で掲げられている以下のキーワードを意識し、いじめを許さない学校をつくりたい。

掛川市いじめ防止基本方針で掲げられているキーワード

- 1 いじめを絶対許さない学校づくり
- 2 いじめの未然防止
- 3 早期発見・早期対応
- 4 組織的対応と指導の継続化
- 5 関係機関との連携強化
- 6 いじめ解消後の児童生徒の心のケア

1 いじめの基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止対策推進法 平成25年法律71号 第1章 総則 第2条

(2) いじめの基本認識

ア いじめは絶対に許されない

イ いじめは卑怯な行為である

ウ いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる

これらの意識を全生徒、全職員で共有しいじめの未然防止及び早期発見・早期対応に努める。また、いじめの定義にもあるようインターネット上のいじめも早期発見できるよう意識を高める。

2 いじめ防止等のために大浜中学校が実施する施策

(1) いじめを許さない学校づくり

① 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、生徒の人権意識を高め自浄力のある生徒集団をつくる。
- ・思いやりの心、命を大切にす教育を推進し、いじめを許さない心を育てる。

② 保護者への啓発、協力の要請

- ・インターネット上でのトラブルに対応するために、三者面談、学校保健委員会等の機会を利用し生徒の携帯電話及びネットワークに接続可能な機器の扱いが健全に行われるよう見届けを依頼する。

(2) いじめの未然防止

① 日々の日記指導

- ・予定帳の日記から生徒の実態を把握したり、生徒の小さな変化に気づいたりできるよう努める。気になる事象があった場合は必ず職員間で共有をし、当該生徒を多くの教員で見守ることができるようにする。

② 教職員配置

- ・登校時、昼休みなど校舎の死角にまで目が行き届くよう職員配置をし、見えないところでいじめが進行しないよう意識する。

③ 人間関係づくりの充実

- ・生徒同士のコミュニケーションの力を高めるために「人間関係づくりプログラム」を活用する。
- ・アンガーマネジメントを取り入れ、感情をコントロールする方法を身につけることができるようにする。
- ・ピアサポートに取り組み、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培う。

(3) 早期発見・早期対応

① 教育相談

- ・年2回の教育相談を行う。必ず全生徒が行うよう配慮する。また、担任以外の職員とも相談ができるようにする。

② 生活向上のためのアンケート

- ・月に1回、生活アンケートを行い、日頃の悩みやいじめを受けていないか調査をし、問題の早期発見に努める。

(4) 組織的対応と指導の継続化

① コーディネーター会

・時間割にコーディネーター会を常設し、各学年においていじめの兆候がないか、また問題が発生した場合、学校として対応を協議する。全職員が問題を共有できるように会の内容は職員打ち合わせで伝える。

② ケース会議

・学校職員だけでなく外部機関と連携を図り、各々の専門分野から支援を行う。それぞれの支援の方法について協議を行う場である。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態が発生した場合の対応

- ① 重大事態が発生した場合速やかに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置し対応にあたる。
- ③ 事実関係を明確にし、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 調査結果、対応については、いじめを受けた生徒、保護者に必要な情報を提供する。

(2) 解消後の対応について

- ① いじめは単に謝罪をもって解消することはできない。いじめが解消している状態とは、いじめに関わる行為が止んで3ヶ月以上が経過していること、面談等で被害生徒及び保護者が心身の苦痛を感じていないことが確認できて解消に至る。
- ② いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを認識し、日常的に注意深く観察する。また、被害生徒・保護者と定期的に面談を行ったり、スクールカウンセラーとの相談を継続したりする等、心のケアに努める。